

人事考課取扱内規

社会福祉法人 同心会

ついたちの里

人事考課取扱内規

- I. 目的 : 賃金規定第13条第2項により定める。
 職員の資質向上と公正な評価を目的として、評価に基づき昇給・昇格及び賞与支給の判断基準とする。
- II. 対象者 : 施設全職員
- III. 実施期間 : 毎年5月・11月
- IV. 実施方法 : 人事考課票・人事考課基準による評価（別添）
 職員との直接面接による
- V. 考課者 :

対象	1次考課者	2次考課者	3次考課者
特養一般職員	ユニットリーダー	介護主任以上	施設長
特養ユニットリーダー	介護主任	介護課長以上	施設長
ショート一般職員	ユニットリーダー	介護副主任	施設長
ショートユニットリーダー	介護副主任	介護課長以上	施設長
事務所・その他	介護副主任	介護主任	施設長

VI. 賃金等

評価	昇給号俸	備考
S	2～3	S評価2回で3号俸昇給
A	2	A評価以上2回で2号俸昇給
B	1	B評価以上2回で1号俸昇給
C	0	C評価以下2回で昇給無し
D	0	

*昇給・降給は4月支給給与で実施

附則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

この内規は、平成29年4月1日から施行する。